

令和5年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）は、農林漁業者等の利便性向上及び国・自治体職員の事務負担軽減のため、同省所管の全3,300手続をオンラインで申請できるよう構築されたシステムである。同省はeMAFFの成果目標として「令和7年度中にオンライン利用率60%」を掲げているが、実績は2年度にはわずか0.3%と極めて低調で向上の兆しが見受けられず、申請件数が非常に少ない約2,700手続も含む全手続をオンライン化したことで整備・運用保守費用が膨張し、3年度から5年度までの執行額は毎年度40億円を超えていることが明らかとなった。

政府は、令和元年閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画で費用対効果が見合わない手続等はオンライン化の対象から除くとしていたにもかかわらず、企画立案における事前検証が不十分であったために利便性の低いシステムに多額の国費を費やしたことを重く受け止め、利用者のニーズや申請状況を適切に把握し、費用対効果を厳格に見極めた上で、システムの抜本的な見直しを行うべきである。

2 福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について

福島県及び管内市町村等は、国から交付された福島再生加速化交付金を原資として設置造成等した加速化交付金基金により、複数年にわたり帰還・移住等環境整備等の事業を実施している。令和4年度末時点の基金保有額について会計検査院が検査したところ、文部科学省、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ所管する5市町村の60事業21億145万円は、完了から1年以上が経過し、使用見込みがないにもかかわらず、各所管省は保有額が過大となっていないか十分に確認せず、国庫返還するよう指示をしていなかったことが明らかとなった。

政府は、令和元年にも会計検査院から同様の指摘がなされていたこと及び適時に国庫返還していれば復興予算の財源として有効活用できていたことを重く受け止

め、基金の執行状況を適時適切に把握するとともに、復興庁、各所管省庁及び関係自治体の緊密な連携により再発防止を徹底し、復興を加速させるべきである。

3 スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について

総務省が平成29年度から実施してきた地域課題解決のためのスマートシティ推進事業は、デジタル技術やデータの活用により地域が抱える様々な課題の解決を目指すスマートシティの取組を支援するため、地方自治体等による都市OSの整備等に係る経費を補助するものである。しかし、財務省の予算執行調査において、本事業により提供されるサービスの住民による利用状況が極めて低調であること、地域間・分野間のデータ連携が進んでいないことが明らかとなり、スマートシティならではの取組は不十分と指摘された結果、令和6年度で廃止される事態となった。

政府は、多額の予算を投じてきたにもかかわらず、本事業が住民のニーズに合致したサービスの提供につながらなかったことを重く受け止め、スマートシティ施策については、今般の事態を教訓として、住民のニーズや費用対効果、データ連携の実現可能性などを十分に調査・検討し、再発防止に万全を期すべきである。

4 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、カンボジアの通信基幹ネットワーク整備事業において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施条件の見直しなどの検討を十分に行わなかったため、固定電話サービスの利用率が目標値61%に対して令和4年時点で0.16%と大きく下回っていた事態や、ガーナの保健センター建設計画において、大使館が事業実施機関に対して資金計画等を見直させるなどの働きかけを十分に行わなかったため、スタッフ宿舍等は完成したが、肝腎の保健センターが未完成であった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業に対する度重なる会計検査院の指摘や本委員会の決議を真摯に受け止め、過去の教訓をガイドライン等に取り入れるなどして、在外公館等における相手国との緊密な意思疎通や事業の進捗の適切な把握により再発防止を徹底するのみならず、国民が物価高騰で苦しむ中で国際協力を行う必要性への理解を得るべく、各事業の費用、効果及び進捗を分かりやすく公表し、ODAの意義について

説明を尽くすべきである。

5 補正予算の執行状況の公表について

補正予算は、財政法において特に緊要となった経費に必要な予算の追加を行う場合等に限って作成できるとされているが、会計検査院が検査したところ、令和4年度一般会計において、歳出予算現額の全てが補正予算による追加額である予算科目10兆9,123億円のうち、54.3%に上る5兆9,318億円が5年度に繰り越されていたことが明らかとなった。また、国の決算書では、補正予算や予備費による追加額を特定して執行状況を把握することが原則としてできない中で、予備費に係る執行状況は各府省庁のホームページにおいて公表されている一方、補正予算に係る執行状況は公表されていない。

政府は、平成27年度決算検査報告においても補正予算に計上された予算の翌年度繰越率が高い傾向であることを踏まえて、適切な執行等に努める必要があるとされていたにもかかわらず、同様の指摘を受けたことを重く受け止め、財政法の趣旨との整合性や事業効果の検証に資するべく、補正予算による追加額に係る執行状況を公表し、国民への説明責任を果たすべきである。

6 事業の委託契約等における透明性の確保について

経済産業省が令和4年度第2次補正予算（4年12月成立）で造成した基金により実施しているリスクリングを通じたキャリアアップ支援事業では、事務局を委託した会社の子会社等に業務が再委託・再々委託されていたこと、再々委託された会社の設立が同年3月にもかかわらず、過去の実績等を踏まえて選定したとされていたことが判明した。また、資源エネルギー庁の電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業では、会計検査院が検査したところ、事務局の事務費の委託費率がそれぞれ83.5%及び71.2%と委託理由書提出の基準を大きく超えていたが、同理由書に委託等を要する具体的な理由の記載がなく、その妥当性や適切性を確認できない状況であることが明らかとなった。

政府は、本委員会が4年6月に行った措置要求決議を受けて、委託契約等における公平性確保や委託理由書による妥当性の確認を行うとしていたにもかかわらず、今般の事態が明らかとなったことを重く受け止め、委託事業全般において委託理由

書の様式等の見直し及び事後検証の手続の整備を行い、委託契約等に係る透明性の確保に取り組むべきである。

7 高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について

国土交通省は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体（事業主体）に交付金を交付しており、平成16年及び22年に高額所得者への公営住宅の明渡請求や収入未申告者への収入調査等を適切に実施するよう事業主体への個別の技術的助言や全国会議における周知、その実施状況等の実態調査やヒアリングを行ってきたが、公営住宅入居世帯に占める高額所得者、収入超過者及び収入未申告者の割合が令和5年度末時点で8.7%に上っている。一方、会計検査院による検査では、高額所得者等に対する明渡請求等が適切に実施されていなかった事態や、同省が平成24年6月以降事業主体への技術的助言等を行っておらず、令和元年度には一旦実態調査の対象から収入未申告者への措置の実施状況を除外していたことが明らかとなった。

政府は、公営住宅の応募倍率や入居率が高くなっている中、公営住宅を必要とする低額所得者が入居できるよう事業主体を支援すべき責任があることを改めて認識し、実態調査を適時適切に行うとともに、技術的助言等を徹底し、低額所得者に対して的確に公営住宅が提供されるよう取り組むべきである。

8 循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について

環境省は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を支援するため、循環型社会形成推進交付金を市町村等に交付している。会計検査院が検査したところ、交付対象とはならない構内道路等に係る整備費用を交付対象事業費に含めるなどして2県の3事業主体において交付金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。同交付金については、類似の指摘が繰り返されており、平成21年度から令和5年度の検査報告における指摘金額の合計は、不当事項だけでも10億円以上となっている。

政府は、これまで再発防止策を講じてきたにもかかわらず、会計検査院から再三にわたり指摘を受けるなど、再発を防止できていないことを重く受け止め、完了した事業も含めて類似の事態の有無を調査するとともに、ミスの根絶のための電子的なフォーマットの活用、市町村等に対する交付金制度の内容や会計検査院の指摘事

項等の周知徹底の強化により、再発防止に万全を期すべきである。

9 防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について

令和5年度決算検査報告では、海上自衛隊の横須賀及び呉の両地方総監部が、潜水艦に搭載されている鉛主蓄電池の充電に係る契約において、実績電力量が予定電力量を下回っていたにもかかわらず、契約を変更せず予定電力量に基づき8,132万円を過大に支払っていた事態が指摘された。防衛省の契約については、平成27年度の自衛隊基地等の電気需給契約、30年度の携帯無線機用電池の調達契約、令和3年度の弾薬等の技術支援に係る請負契約など、近年の検査報告において同様に使用実績を反映することなく過大な支払を行っていた事態が繰り返し指摘されている。

政府は、会計検査院から再三にわたり指摘を受けているにもかかわらず、防衛省内で組織横断的な是正措置が講じられていないことを重く受け止め、調達要求及び精算の各段階で使用実績が確実に反映されるよう改めて周知徹底するとともに、省内の会計監査等において不適切な事例が確認された場合には、確認体制の整備や支払要領の見直しなどを行い、再発防止に万全を期すべきである。

10 防衛省の定める設計要領等の不備について

防衛省地方防衛局等が発注する自衛隊施設の給水管又は污水排水管（両配管）の埋設工事では、污水排水管の漏水による給水管内の上水の汚染を防ぐため、上水設計要領において両配管を平行又は交差して埋設する場合の位置関係等に関する条件を定め、同条件を満たさない場合には給水管を保護することとされている。10地方防衛局等の65契約を会計検査院が検査したところ、下水設計要領に位置関係等の条件に係る規定がなく、上水設計要領に給水管の具体的な保護方法が明記されていなかったことなどにより、6地方防衛局の15契約34か所において、両配管の位置関係等の条件を満たしていない給水管が保護されておらず、上水が汚染されるおそれがある状態となっていた事態が明らかとなった。

政府は、自衛隊施設や防衛装備品に係る設計要領等の不備が自衛隊員のみならず、国民の生命・財産等に影響を及ぼす可能性があることを重く受け止め、設計要領等に不備がないか精査するとともに、関係者からの不明瞭な点に関する問合せ内容を

網羅的に蓄積した上で分析し、必要な改正を行うことにより、自衛隊施設等に係る安全性の確保に万全を期すべきである。